領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十二号

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「船舶職員及び小型船舶操縦者法」の下に「（昭和二十六年法律第百四十九号）」を加え、「第九条第一項又は」を「第九条第一項、」に、「の事務」を「又は船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第三項の事務」に改める。

附　則

この政令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉川　貴盛**

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十三号

医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令

内閣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働大臣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（昭和二十三年法律第二百一号。以下「新医師法」という。）第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は新医師法第十六条の三第一項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、医道審議会の意見を聴くことができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎